

平成20年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年3月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

1, 議事日程

日程1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、8番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

行政の基準、弾力的な運営の出来る一つの基準として経常収支比率というのがあります。この経常収支比率というのは、70%ぐらいが一番弾力的に行政が本来の仕事が出来るという一つの目安なんです。斑鳩町の財政状況、あるいは将来の財政状況を見ましても、依然として90%台という非常に窮屈な財政の見通しが立てられております。そのようなことを踏まえて一般質問をいたします。

まず1つ目の、町長が交付する補助金等についてですが、年間でどれぐらいの団体に何件ぐらいの補助金、助成金を出しているのか、まずお尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 平成20年度予算におけます団体運営に対する補助金は、社会福祉協議会、観光協会、文化振興財団などを含めまして62団体、1億31万2,000円となっております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） そのうちで、1,000万円を超える団体はどこで、またどのような理由で交付されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 平成20年度予算において、交付額が1,000万円を超える団体は、文化振興財団、社会福祉協議会、商工会、観光協会、シルバー人材センターの5団体となっております。

初めに、斑鳩町文化振興財団についてであります。斑鳩町文化振興財団は、斑鳩町の委託を受けて文化振興センターの有効な管理運営を行うと共に、質の高い自主文化事業の展開や、住民みずからの文化活動の展開により、文化活動の一翼を担い、住民参加による「歴史と文化が暮らしの中に息づくまちづくり」に寄与するため、平成8年12

月17日に奈良県知事の許可を得て設立したものでございます。

地域住民の文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与するよう、芸術・歴史文化事業の企画、実施及びその活動の普及、振興、支援、またこれらの情報の収集、提供などを行っており、人件費、自主事業活動に要する経費を対象に補助金を交付いたしております。

次に、斑鳩町社会福祉協議会についてであります。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置づけられており、住民の生活の質の向上と地域福祉活動に取り組む極めて公共性の高い社会福祉法人でございます。

住民が地域で元気に安心して暮らせるまちづくりを進めるために、地域の皆さんやボランティア、福祉・保健等の関係機関と連携を図りながら、様々な活動、事業を実施し、地域福祉の中核的な役割を果たすと共に、行政施策では補えないきめ細かなニーズに対応をされており、人件費、その事業に要する経費を対象に補助金を交付しております。

次に、斑鳩町商工会についてであります。500数十名の会員から成る地域経済団体であり、指導員の配置による商工業に関する相談及び指導、国、県の実施する制度融資、並びに信用保証制度の周知あっせん及び指導など、本町の経済活性化のために地域振興事業等を行っている公的な団体であります。

その運営につきましては、会費などの自己資金をはじめ、地域経済社会に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的として交付される国、県補助金などで運営されており、町としても商工会の安定的な運営に資金の一部として定額補助金を交付しております。

次に、斑鳩町観光協会についてであります。斑鳩町観光協会は、本町及びその周辺地域の観光文化の向上及び観光事業の健全な発展に寄与するため、昭和41年に設立されました。

この間、斑鳩の里観光ボランティアの育成、インターネットによる情報発信、観光客誘致活動、各種イベントの開催、また最近では、JR法隆寺駅観光案内所の運営など、本町の主要な産業となっている観光振興による地域経済発展に寄与している団体であります。

法隆寺iセンター及び観光自動車駐車場などの指定管理者となり、運営委託を受け観光協会運営に努力されてはいますが、まだまだ自己資金が乏しい団体でもあり、人件費、

観光振興事業に要する経費を対象に補助金を交付しております。

最後に、斑鳩町シルバー人材センターについてであります。定年退職者等の高齢者の就業機会確保と福祉の増進に資すると共に、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることによりまして、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するため、団体の事業に対しまして補助金を交付しております。

補助金は、シルバー人材センターが受ける国庫補助金の要件として、地方公共団体からの補助金は国庫補助金と同額となっております。国庫補助金の内訳として、運営費950万円、その他就業機会創出員の配置、安全適正の推進、ホワイトカラー就業機会の開発等に係る経費として71万円を加算しております。合計1,021万円となっております。

いずれの団体につきましても、本町の行政に協力し、これを推進する団体であると共に、行政を補完する事業を行っていることから、団体に対する補助金等の交付事務要綱に基づきまして補助金の交付を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今言われた5団体の団体ごとの補助金、あるいは助成金の金額をちょっと教えてください。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、文化振興財団補助金です。1,459万7,000円。社会福祉協議会補助金3,900万円、商工会補助金1,160万円、観光協会補助金1,052万7,000円、シルバー人材センターですけども、1,021万円であります。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、言われた中で、シルバー人材センターには、財政難の中でも毎年1,000万以上の補助金を出しておられるわけですが、現在ある役場の隣のNTT跡の事務所から移転して小吉田地区にある町有地に事務所が建設されていますが、斑鳩町財産規則に基づきどのような財産処分をしたのか、お答えください。

ちなみに、その町有地は何坪で、坪単価あるいは総額の費用というか評価額は幾らなのか、教えてください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ワークプラザのお問い合わせの件ですが、土地につつま

しては、町有地でございます。また、建物につきましては、町が建設をいたしましてシルバー人材センターが使うと。建物自身は、町の建物となっています。

土地の面積とか、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、土地は町有地を使わせ、それで建物は町が建設してシルバー人材センターに与えるという、これは町有地の借料とか建物の借料を取るといような形で考えられておられるのかということについて、ちょっと詳しくお答えください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 土地につきましては、町有地で無償で貸与してまいりたいと考えております。

それから、建物につきましては、今回ワークプラザ奨励金という補助金を活用いたしまして、今、シルバー人材センターのワークプラザを建設しております。これにつきましては、この補助金を活用するに当たりましては、市町村がワークプラザを設置し、シルバー人材センターに無償で貸与するという条件がございまして、その条件に基づきまして建物につきましても無償で貸与をしていこうというものでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、部長の方から、町が町有地も無償で貸し、建物も町が建てて無償で貸すと。それで、それ以外に毎年補助金1,000万円以上を交付されているわけですが、非常に至れり尽くせりということなんですが、今の斑鳩町の、冒頭に述べましたような斑鳩町の財政状況からすると、毎年の1,000万円の、例えばこういう形で拠点を町が整備したわけですから、毎年の補助金について当然削減すべきだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 毎年の補助金、先ほど総務部長の説明で運営費が950万円とございましたが、これにつきましては一定の補助金の算定方法がございます。斑鳩町のシルバー人材センターにつきましては、この算定方法に基づきまして950万円の国庫補助が受けられるというふうになっております。町も同じ950万円を支出していくことというふうになっておりますので、この補助金につきましては、今後も、この

算定基準が変わらない限りは支出していくことになります。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 町としては、見直すことはないということなのですが、国の補助を950万円もらうにしても、それと同額の町費が必要でありますし、非常に斑鳩町全体の財政状況の中では、ちょっと突出しているのではないかなという感想を抱きました。

私が今現在副代表を務める俳句の会・斑鳩吟社は、大正時代から92年続いている俳人正岡子規の法要を法隆寺の三経院で行い、その後俳句を行うという、東京の根岸の子規忌と四国松山の子規忌と共に法隆寺の子規忌は日本三大子規忌の一つであります、その助成金2万円と、それと30年以上続いている竜田川紅葉まつり俳句会の助成金2万円が、平成18年に財政難という理由で突然打ち切られました。

私は、議員として財政難は重々承知しているので、小城町長も、2万円の助成金さえ打ち切り本腰を入れて大幅な補助金、助成金等の見直しに着手し財政再建をするものと思っていたら、先ほど町が答弁したとおり、偏った補助金のばらまきとしか思えません。

そこで、我々斑鳩吟社のように、補助金、助成金を廃止した団体というのはどこなのか、示してください。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、廃止した団体でご質問されました。それと、削減もありますので、それと同時にご答弁をさせていただきます。

町では、財政の健全化を進めるために、平成18年度及び平成19年度において、原則対前年度一律10%の補助金削減を実施しております。国の補助対象により補助金額を決定している場合など、補助要件に別途要件があるものや個別の事情がある場合を除き、ほとんどの団体で補助金削減を実施しました。

また、平成20年度におきましても、老人クラブ助成金については、県補助単価の引き下げによりまして削減、町商工会につきましては、町制60周年記念事業の終了により100万円の減などを行っております。

補助金の廃止を行っている団体については、1団体がございます。軍恩会斑鳩支部でございます。平成18年度より補助金を廃止しております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員のおっしゃる斑鳩吟社の関係等につきましては、当初は安田先生がやっておられまして、安田先生にお会いする中で、私の聞く話では、厚生年金いかるが荘を借りたら、座布団を借りるのが1つ20円かかるということで、そうすれば竜田川の関係もございますから、西公民館等あります。11月23日にすることです。11月23日というのは祝日ですから、当時の要綱では、公民館は休日は休みということの問題もございました。私は、やっぱりそういうことの中で、休日を見直したらどうだということで教育委員会等申し上げまして、結果的に休日に使用するというので、11月23日にずっと続けておられます。

その時に、観光協会等が、そこでフリーマーケットとか、あるいは紅葉まつりの関係等の式典をしますから、そういう時に俳句をされるんですから、その時に補助金等が創設されたと思っております。

そういう中で、西公民館を使われておるわけですから、非常にそういう一つの目的は達成されているということから、そういうふうには平成18年、観光協会の局長の方から、そういうことで補助金等を見直すことが大事ではないかということをおっしゃいまして、18年から補助金のカットをさせていただいたということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、町長おっしゃいましたが、実際には竜田川の紅葉まつり俳句会には、厚生年金のあそこの上の和室を借りておりましたが、1人50円ぐらいの部分で出しておりました。

ただし、私自身は、実際に財政難ということであるとするならば、それは甘んじて受けて、町民としてこれまでの文化伝統につきましては我々の力で守っていききたいなという考えであります。

ところが、今、聞いた中でも、実際には廃止ということでしたのは軍恩会と斑鳩吟社だけでありまして、あとは一律10%の削減ということなんですが、町民に福祉サービスの低下や納得のいかなような受益者負担を課さないためにも、ぜひ町長は、交付のばらまきではなくて、財政再建をするために補助金等を見直して、大幅な補助金や助成金の削減、または打ち切るという英断が必要だと思うんですが、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 補助金のばらまきとかそういうことじゃなしに、やっぱり関係と

も相談をし、財政の関係から、指摘されてますように、補助金等のカットをしていくことがベターであろうと。当面は、20%と言われますから、20%のカットはさせていただいた、一部では10%のカットもございますけども。そういうことを見直すことが、十分していくことが、我々にとっては一番大事であろうと。絶えず担当とも相談しまして、やはり補助金の見直しというのは一番大事であろうと。

私にとったら、将来的にはやっぱり補助金というのはなしにしていくことが一番大事であろうと。しかし、今こうして活動されている中で、出来るだけ真摯に受けとめて考えていく中で、そういう有効利用というんか、補助団体が積極的に活動されているということを認めていく中で、我々としてはそういう関係で、少しでも財政的に、10%、当面20%ということで目的を今現在してますけども、将来的にやっぱり、また10%あるいは20%はカットしていかざるを得ないだろうと。

そういうことも踏まえて、徐々にそういう点を指摘しながら、担当とも十分相談いたしまして、これから補助金等については、毎年毎年、そういう専門的に見直していくことも大事であろうと思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、シルバー人材センターのように、補助金や助成金、委託料等の公費を出しながら、さらに名目をつけて公金の上乗せをするような団体、あるいは業者があるのかどうか。あるとすれば、その団体、あるいは業者名と交付金額、交付理由を示してください。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 申しわけございません、ちょっと質問の趣旨が理解出来ません。公金の上乗せ云々、ちょっと具体的に示していただけますか。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 例えば、今度の20年度の予算を見ますと、ごみ収集の一部委託ということで、1,200万円分を清水環境開発に委託するという案が出てるんですが、清水環境開発については、これはし尿のくみ取りで町は委託料という形でずっと毎年支払っていると思うんですが、さらに新たにこういう形で、住民から見れば上乗せという感覚を持つんですが、このことについてお尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、厚生常任委員会でも申し上げてますように、合特法に基

づいて、我々としてはそういう形で、収集運搬については平成20年度から清水環境開発に委託をしていくということでございまして、もう一面の分は、やはり補償の問題が残されておりますから、その補償については、くみ取りの関係等が減ってくるということから、当初は4,500万ぐらいあったものを今3,000万円近くに下げてまいってきておるわけですから、そういうことについては、また今後鋭意相手方と相談を申し上げて、出来るだけ下げていくことが大事であろうと。

ただ、今、おっしゃっている関係等については、一部その合特法に基づいて、収集運搬については清水環境開発に委託をしていくということで、毎年こういう関係は続いていくと思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、町長がその根拠として言われた法律なんですが、私も厚生常任委員会でその内容を若干聞かせてもらいましたが、し尿くみ取りの仕事が減るとするのは、当然町が平成3年の下水道事業計画をした時からわかっていることで、実際この清水環境開発についても、し尿くみ取りだけではなくて、町指定の下水道排水設備業者になって公共下水道工事を請け負っておられますね。それなのに、なぜ町が一企業のために公費で補てんしなければならないのか。これも、今の財政を見ると、非常に町に負担をかけるような問題やと思いますし、それと素朴に思いますのは、し尿の関係については、清水環境開発以外にも業者があると思うんですが、その辺の関係についてはどうなんでしょうか。清水環境開発だけに今回こういうことをするという事なんですが、非常に住民にとってはちょっとわかりにくいと思うんですが。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、おっしゃっているように、厚生常任委員会でも西谷議員は何遍も質問されますけども、合特法という一つの法律をご理解いただいたらよくわかるんじゃないかと私は思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） いや、私もこの「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」ということで、この法律は、下水道の整備等により、その経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生じることとなる一般廃棄物処理について、その受ける著しい影響を緩和し、あわせて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定してその実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定と保持を

すると共に、廃棄物の適正な処理に資することを目的とするということなのですが、簡単に言えば、要は下水道事業によって仕事が減ると。その分を、経営が逼迫されるので、会社経営がうまくいくように町としてサポートするということなのですが、サポートするということであって、例えば全面的にそれを補償するという部分とは私は若干違うのかなと思うのと、それと今のような形になりますと、それ以外の業者についても同じようなことが起こるのではないかなと思うんですが、その点はどうなのかということと、それと今現在は、清水環境開発1社がくみ取り業務を行う。ほかの国見さんと、もう1社何かありましたかね、という部分についてはくみ取りはやってないということなのですが、住民から見ると、くみ取りの業者については、住民がどこの業者を選択するかというそういう選択権が全くなくなるという状態の中では、これはある意味では独禁法の絡みはどうなんかなということについても、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 今の質問ですがね、清水環境開発につきましては、交付金、補助金を受けている団体ではございませんので、西谷議員も厚生常任委員でもございますので、出来れば開会中の厚生常任委員会の方で質問していただきたいと思いますが。

8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私、補助金、交付金ということの中で、例えば町として委託金という形で、要はくみ取り業務について当然業者に対して委託金を払っていると、毎年ね。それとは別に、また別個で今回から、委託と言われましたけど、実質的には1, 200万円分の仕事を清水環境開発に上乘せしてするという、そういうことの中で、先ほど言いましたように、私は斑鳩町の財政再建をする中では、そういうものを一つ一つ、本当に必要なかどうかということも含めて検証したかったものですから、こういう一般質問をしているわけなんで、単に補助金、助成金ということ以外に、実際にそういうことを通じて行政として税金の使い道について、ちょっとこれはおかしいの違うかなということで質問しているわけです。だから、あくまでも税金の使い方、公金の使い方ということについてということなんで、ちょっとご理解をいただきたいと思うんですが。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この清水環境開発に対してうちのごみ処理事業を合特法の関係から行っていただくという問題につきましては、厚生常任委員会で西谷議員にもよく私から説明をしていると思います。

この法律は、もちろんご存じのように、下水道の整備に伴ってし尿処理業者、いわゆ

るくみ取り業者、そして浄化槽の清掃業者、これらの業者がだんだん仕事が少なくなります。そういうことの中で、それはやはり今までそういう仕事をさせていただいたことを、出来るだけ町としてその業者に対して、どう言うたらいいですかね、援助するということは、これは下水道事業に伴って生じてくる影響でありますから、そういう事態も必要であろうと、このように思います。

今、質問された中で、斑鳩町にはし尿のくみ取り業者は2社、これは許可を与えてます。2社の中で清水環境開発、そして国見工業、この2社に許可を与えております。それは浄化槽の清掃ですけども。

し尿のくみ取りについては、清水環境開発に委託をしています。当然この委託をしているくみ取りが、だんだん下水道の普及によって少なくなると。当然これは、今年までは3,300万で委託をしております、そこは20年度から3,100万でやっていただくと、だんだんこれは減らしていくということでございます。

そして、いわゆるそういう企業に対して影響を及ぼしますから、それをやっぱり助けていかなければならない。これは下水道整備によって生じてきますから助けていかなければならないということで、この事業を実施しているということでございます。

その委託、いわゆる代替業務を委託するには、ご存じのように、20年度予算では1,350万円を計上しております。これは、あくまでもこれまで町が職員でごみ収集業務を行っていたことから考えますと、職員の給料等の中では非常に安くつくのではないかと、職員の給料で賄っていけば、やはり少なくとも2,000万円以上つくのではないかと、このように思っています。

したがって、町の税金を出来るだけ少なくする、コスト減するということが我々の考えているこの問題でございますので、そこら十分ご理解願いたいなど、このように思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） この件につきましては、当然会期中の厚生常任委員会の中で引き続き指摘したいと思うんですが、実際に住民から見ると、非常にわかりにくいシステムやと思いますし、企業というのは、やっぱり企業努力によって環境が変われば環境に合わせて利潤の追求等、会社存続のために一定の企業努力というのは、当然の話ではないかなというふうに思います。

それでは、2つ目の公共下水道事業の質問に移ります。

まず、今年度の町が施工した下水道本管及び公共ます工事の落札率、あるいは業者名、落札価格についてお答えください。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、平成19年度に発注いたしました工事につきまして、工事番号、工事名、そして落札価格及び落札率について、そして施工業者の順に説明をさせていただきます。

まず、公共第1号、工事名、第11処理分区1工区の8工事、落札価格7,224万円、落札率93.9%、業者名、株式会社中谷組。次に、公共第2号、工事名、第13処理分区14工区の4工事、落札価格4,648万3,500円、落札率94.0%、業者名、株式会社青山組。次に、工事番号、公共第3号、工事名、第13処理分区15工区の2工事、落札価格4,158万円、落札率93.6%、業者名、中村建設株式会社。公共第4号、工事名、第15処理分区24工区の3工事、落札価格4,263万円、落札率94.0%、業者名、株式会社青山組。次に、公共第5号、工事名、第12処理分区3工区の2工事、落札価格3,895万5,000円、落札率94.2%、業者名、株式会社二隆建設。公共第6号、工事名、第14処理分区19工区の3工事、落札価格353万8,500円、落札率94.4%、業者名、有限会社アオキ。公共第7号、工事名、第13処理分区14工区の5工事、落札価格3,612万円、落札率94.0%、業者名、株式会社青山組。公共第8号、工事名、第13処理分区14工区の6工事、落札価格3,307万5,000円、落札率94.0%、業者名、三和建设株式会社。公共第9号、工事名、第12処理分区4工区の1工事、落札価格3,848万2,500円、落札率94.2%、業者名、株式会社中谷組。公共第10号、工事名、第13処理分区15工区の3工事、落札価格3,018万7,500円、落札率94.9%、業者名、有限会社清水土木。公共第11号、工事名、第11処理分区1工区の9工事、落札価格4,452万円、落札率94.0%、業者名、株式会社二隆建設。公共第12号、工事名、第15処理分区24工区の4工事、落札価格4,588万5,000円、落札率93.4%、業者名、宮崎建設株式会社。公共第13号、工事名、第14処理分区19工区の4工事、落札価格451万5,000円、落札率96.8%、業者名、田口工務店。公共第14号、工事名、第11処理分区2工区の1工事、落札価格5億1,975万円、落札率72.3%、業者名、株式会社奥村組奈良営業所。

以上が、平成19年度に発注いたしました工事でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、言いますと、大体大手ゼネコンについては72.3というのが1つ。あとはすべて、93から94、あるいは96ぐらいの落札率で、相変わらずやっぱり高い落札率になっています。

そこで、それでは今年度町が施工した公共ます工事というのは何件で、そのうち、その公共ますへ排水設備工事を終了して下水道の使用を開始した町民は何件あったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 平成19年度で町が施工いたしました公共ますの設置件数につきましては、3月1日現在で357件となり、接続していただける件数、すなわち供用開始の公示を行っておりますのは95件でございます。

このうち、排水設備工事が完了し使用されておりますのは36件でございます。

なお、接続件数につきましては、平成19年度に整備工事が完了いたしました区域では、平成19年11月16日に供用開始の公示を行い、約3カ月程度しか経過してないことから、接続申請件数につきましては、現在少ない状況でございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 整備した公共ますに対して下水道を接続した、どれだけ接続したかというその割合を水洗化率というんですが、これまでの年度ごとの水洗化率ですね、斑鳩町では平成17年度からですかね、年度ごとの水洗化率をお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 水洗化率についてのご質問でございます。

斑鳩町の公共下水道につきましては、ご承知のとおり、平成17年3月31日に整備済み区域におきまして供用を開始いたしております。

水洗化率につきましては、平成17年度末で36.8%、平成18年度末で60%という状況でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 平成17年度が36.8%、18年度60%ということなんですが、今の19年度部分、今3月1日現在で357のうちの95ということになったら、これどのぐらいになるんですかね、非常に低い水洗化率ということになると思うんです

が、この件につきまして私は思うんですが、昨年に勝間設備を代表とする町指定排水設備工事店27社が、私、西谷を含む20名の住民に対し、公共下水道の署名活動が妨げとなって困っていると、それで町議会に再度下水道条例のとおり推進してほしいという陳情書を平成19年11月26日に提出されました。

この関係が今のその水洗化率との関係に影響するんだと思うんですが、多くの町民からは、その陳情した業者名を公表してほしいとの声が寄せられて、陳情書を審議した建設委員会の委員長でもある飯高議員に業者名を公表するよう指摘したんですが、議会だよりの委員長でもある飯高委員長は、議会だよりで27社の公表をされませんでした。

そこで、指定業者に認定した町の立場として業者名を明らかにされたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 水洗化率につきまして、ちなみに19年度末につきまして見込んでおりますパーセンテージでございますが、約57%になる見込みでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

そして、ただいまのご質問でございます。斑鳩町排水設備指定工事店に關します規則により、排水設備指定工事店として町が工事店を指定し登録制をとっておりますのは、以前にもご説明させていただきましたとおり、工事を依頼された住民を保護するためであり、指定を行いました町は、排水設備工事におきまして管理監督し、必要な場合は指導を行える体制をとったものでございます。

今回の陳情書につきましては、一部の排水設備指定工事店で組織されました組合員の意見を集約し陳情されたもので、指定いたしました町の立場といたしまして、指導や管理監督する事項には該当しないと認識いたしております。

また、これにつきましては、議会あてに提出されました陳情書でございますことから、排水設備指定工事店として指定いたしました町の立場といたしましては、この場において明らかにすることは適切ではないと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は、公共下水道の水洗化率、平成19年度で57%の水洗化率、半分ちょっとということなんですが、この悪さは、我々の公共下水道の署名活動ではなく、これは町行政や町議会が町民の視点に立っていないからであります。これは、実際に

住民の皆さんの声を、行政の方々あるいは議員の方々が聞いていただけたら非常によくわかると思うんですが、先般の建設委員会の中でも、芳村副町長が、住民に課せた1戸当たり10万円の下水道加入負担金は、町民が公共下水道を使用する権利を買うようなもので、いわば町民の義務であるというようなニュアンスの問題発言をされましたが、これが義務であるなら、王寺町も上牧町も、また日本国中どこでも公共下水道を使用する権利として受益者負担をしなければならないということになるんですが、実際には下水道加入負担金を受益者負担として課していない町村もたくさんあります。

私は、財政難であっても大幅な補助金等の見直しもせず、無防備に偏った補助金等を出し続け、その一方で町民皆さんが納得しない下水道加入負担金10万円を課するやり方は、調べれば調べるほど納得出来ません。ぜひ、町行政は、町民の声を受けとめ、町民が納得いく下水道条例に改正し、大和川をきれいにする目的を町と町民が協力し果たすべきだと思います。

議会の方、町の方でも、27社については公表することはしないということなんで、私の議会活動の「好きやねん斑鳩町民の輪」において掲載し、住民の方々に知っていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。

町広報等の配布委託についてであります。

町が町民に配布する「広報いかるが」等の配布をシルバー人材センターに委託されています。以前に比べて、このように委託することによって配布手数料がどの程度削減できたのか、お尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、ポスティングにつきましては、経費削減というよりも住民サービスの向上をまず第1点と考えております。まず、それを冒頭申し上げたいと思います。

そうした中で、町からの配布物を全家庭へ直接配布するポスティングを導入したまま目的でございますけども、情報量の増加によりまして過重になっていた自治会役員の負担軽減を図ると共に、町から発信する情報を公平に住民の方に周知することで、住民サービスの向上を図ることでございます。

平成19年8月よりポスティングによる全家庭への配布に切りかえたところでございまして、委託は、今申されましたとおりシルバー人材センターで、ポスティング1戸当

たり単価は9円でございます。また、回覧物等につきましては、1自治会当たり18円で契約いたしております。

ポスティング等による配布に係る年間委託料は、平成20年度予算では229万7,000円計上しております。自治会経由による配布委託料は年間60万円でしたので、約170万円の増加としておりますけども、一方自治会への補助金であります文具料につきましては、戸数割を1戸当たり200円、全体で約166万円減額したことによりまして、大きな支出増とはなっておりません。

以上です。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、ちょっとお尋ねしときたいんですが、私も自分の議会活動のビラを配っているんですが、実際にはどう見ても住んでおられないようなところに広報が入ったりしているんですが、そうなってきますと、今、斑鳩町はシルバーに対して1枚9円ですか、配布手数料を払うということなんですが、これ実際にどのような形で配布されている人に手渡されるんでしょうね。素朴に思うのは、要は枚数が確定出来なかったら、1枚9円という部分についても確定出来へんのかなと思うんですが。

今まで、例えば自治会ごとにされてたら、当然そこに住んでおられる方というのは、地域の方ですから把握されていると思うんですが、特にアパート、マンションについては、次に行ってもそのまま入っているような状態がある。そしたら、この町が言うてる住民サービスの向上になっているのかな。あるいは、9円というそもそもの配布枚数というのは確定されているのかなというのを素朴に思うんですが、その辺についてはどうでしょう。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 全体をとらまえて考えていただきたいと思います。全体として、どうしても引越しかいというのは相当やっぱりございます、アパートにつきましては。そういうところにつきましては、次回行った時には当然入れないようにしております。シルバー人材には、全体の約1万数枚、1万何百枚ですけども渡しまして、その実際に配った軒数分だけの手数料を払っております。1枚9円ではなくて1軒9円ということで払っております。

そうした中で、当然配布漏れもございます。というのは、そこへ配った日、明くる日に転入されたら当然入ってきませんわね。そういうことがございますので、それはまた

何らかの苦情なり、また問い合わせが役場にある場合は、当然またシルバーから持って
いっていただきます。

今、言われたように、例えば転出されて空き家に入っていた時には、また家主から連
絡があったらいいんですが、アパートの場合みたいに。そういう場合は、今申し上げま
したように次回行った時に入っておれば、入れないようにいたします。

全体としては、やはり全町民の方へのサービスの向上には当然役立っておるとい
うことをご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） そしたら、実際には今、時々見かけるんですが、シルバーの方が
ポスティングされているというのは、これは今の総務部長の答弁ですと、1枚9円掛
ける軒数によってということでもらうておられるんですかね。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 私は今1軒9円と。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 1軒9円というのは、逆に言うたら、広報いかるが、あるいは県
政だよりとか、そんなんも含めて1軒9円という解釈でいいわけですね。

それで、そういう形で軒数やってはると。片方、確かに漏れがないように、あるいは
自治会に入っておられない方については、今までやったら窓口に取りに来てくれみたい
な形での部分からすると、一見住民のサービス向上のようにも思うんですが、片方、今
災害時における独居老人の把握とかということで、この間も、もし何かあったら連絡先
どこにしてくれとかいうような形でアンケートが回ってきたんですが、そういう災害の
観点からすると、地域の実情についてやっぱり地域の人が見る、あるいは関心を持って
情報を共有するということが逆に大事で、今一見配布をするという部分については、考
え方としてはわからんでもないんですが、一方の災害の対策としたら、逆に地域を把握
出来かねるの違うかな。あるいは、地域の人が配布することによって、近所の独居老人
の内容とかそんなんが把握出来るの違うかなということを考えますと、果たして委託さ
れている部分が、本当に行政のコストとか色んな総合的に検討した場合に、果たして
いきにいっているのかなということをおもうんですが、災害とかについて、こういう関係に
ついて、どうですかね。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今のご指摘でございますけども、災害そのものについては、小地域福祉とか、あるいは民生児童委員さんとか、またあるいは自治会の会長さんとかございます。

ただ、一番問題になってくるのは、今、個人情報の問題で、戸数の中でも1軒1軒が確認出来るか出来ないか。やっぱり、アパート等、あるいはマンション等ございましたら、やっぱり1軒1軒というのはなかなか名簿を提出されません。また、議会でもそういうことも過去にございましたから、自治会名簿をすべてその自治会の会長さんに渡すということも、これもいかがなものかということもございましたから、この問題がやっぱり一番難しい問題であろうと思います。

我々は、皆さん方が、本当に隣近所が、そしてまた地域が、お互いに知り合っていたくということが一番大事なんです。だから、東京都あたりでは、最近マンションでも、弁護士さんに相談したら、本人の確認さえ出来たら、本人がいいと言われたら名簿登載出来ますよということも言われているように、やっぱり災害というのは、誰が住んでおられるかということを確認するというのが一番大事なことなんです。

それは、我々としても社会福祉協議会に委託をしている中で、小地域福祉とか、あるいは民生児童委員さんとか、そういう方々等に絶えずそういうことの危機意識を持っていただいて、我々としては出来るだけ寝たきり老人、独居老人とか、そういう方についても考えていくと。

昨今でも、昨年の12月2日に火災が起こって1名の方が亡くなられた。こういうことについても、我々はそういう2人暮らしの関係等についても、やっぱり西和消防とも連携を保ってそういうことも十分していかなかったら、住んでおられたらどうかということだけでは済まない。やっぱり出来るだけ、そういう安全安心のまちづくりの中でも、特にそういう関係等、ただポスティングしてるよってにそれで何も危機意識がないやないかということじゃなしに、そうして配っておられる方も、やっぱりその家庭がどうかと、ここは留守宅であるということで確認もして、次はポスティングしないということも町の方にも電話かかってきますし、そういうことも十分とらえて、すべてを我々としては危機意識を持ちながら、そういう連携を保っていきたいと思ってます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、最後に、実際にシルバーでそういう配布をされているんですが、これはよく見かけるんですが、町内あちこちの地域でそういうことをされて

いると思うんですが、実際シルバーでその配布員というのはどういう形で決められているのか、わかったら教えていただきたいんですが。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） シルバーで決めているというより、町の方で決めております。例えば、広報でしたら2回全戸配布ありますんで、それは中日で3日間の間、または月末ないしは、土日の関係ありますんで、月初めで3日間で配ってくださいよということをお願いをいたしております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） ちょっと私の言い方があれなんで、要は各地域に配布員が色々おられますよね。何十人になるのか何百人になるのか知らないです。それは、当然シルバー人材センターの中で、この地域はおたくですよ、おたくですよという形でされていると思うんですが、それはどういう形で決められているのか。シルバー人材センターの中の人だけでされているのか、それとも何か募集して、とりあえず全域でそういうことをされて今の配布体制をされたのか、その辺のところをちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） シルバーの会員さんでやっておられます。今現在、確認したら、35名で人を確定させて決めております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） そしたら、35名で斑鳩町全域を配布されているということで理解していいわけですね。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） はい、そういうことです。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中川靖広君） 以上で、8番、西谷議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、これより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

その前に、一言申し述べさせていただきます。

今回の定例会において、平成20年度の予算をはじめ重要な諸案件について審議されます。住民の不安を取り除き、また安心と希望のビジョンを示すことこそ政治に課せられました重要な課題であります。特に、年金、医療、介護などの社会保障制度をいかに維持し信頼されるものにしていくのか、また医療や介護に予防重視の視点を取り入れ社会保障の基盤を強固にする必要があります。

また、少子化対策におきましては、今回妊婦健診の公費負担回数を1回から5回に拡充され、高く評価しております。しかし、子育て支援に係る政策については、これまでに以上に具体的に手を打っていかなければなりません。

町長の施政方針の中には、昨今の状況の中で、今後の町政のあり方を総合計画の基本施策の柱に沿って進める決意を述べられております。町行政は、しっかり住民の声を受けとめ、山積する課題に果敢に挑戦し、住民の負託にこたえる行政改革を進めなければなりません。

今回の一般質問は、基本施策の中で、今求められている課題、問題について、提案も含め質問をさせていただきます。

では、1番目の災害時要援護者支援対策の取り組みについてであります。災害時にみずからの身を守ることが困難である高齢者や、また障害者と要援護者を適切に避難させる体制を整備することが喫緊の課題として自治体に求められております。

災害時の要援護者支援は、2004年に各地で発生した豪雨や新潟県中越地震などで多くの高齢者らが被災したことを受け、国が本格的に開始いたしました。平成18年3月には、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示され、市町村に具体的な避難支援計画の策定等の取り組みが求められております。当町におきましては、このガイドラインに沿って計画、検討が進められ、その対策が行われてまいりました。

しかし、昨今の一連の被災状況等を踏まえると、細部にわたる策を講じる必要があります。特に、災害時要援護者の避難支援に対しましては、全国的に不十分であり、今後取り組むべき避難支援対策の課題はたくさんあります。例えば、災害に備えた実施調査から災害時要援護者の避難支援制度の実施、また災害時要援護者対策についての検討委員会の設置、要援護者支援班の設置等の課題があります。

町長の施政方針の中に、防災体制の整備について、災害に備えるまち、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、災害の未然防止、また危機管理体制、さらに災害における初動体制をはじめとした防災体制の充実を図ると述べられているように、さらに災

害弱者の視点に立った実効性のある施策の推進を積極的に図る必要があると考えます。

以上の要旨を踏まえまして、2点についてお伺いいたします。

まず①点目の、災害時要援護者の避難支援計画についてであります。要援護者の避難対策を進めていくためには、避難所での支援、また関係機関等との連携が重要であり、また避難所における要援護者用の窓口、災害時における高齢者、障害者への福祉サービスの継続等様々な課題があります。当町での災害時要援護者の避難支援計画はどのように計画をされているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 避難支援計画の策定についてでございますが、平成16年7月の新潟・福井・福島で発生いたしました豪雨災害において、災害時に弱い立場におかれる障害者や高齢者などの要援護者の方々への防災対策が大きな課題として改めて浮き彫りになりました。

それは、防災関係部局と福祉関係部局等との連携が不十分であること、要援護者や避難支援者への避難勧告等の伝達体制が十分に整備されていないこと、個人情報への意識の高まりに伴い、要援護者情報の共有活用が進まず、災害発生時の活用が困難なこと、要援護者の避難支援者が定められていないことなど、避難行動支援計画、また体制が具体化していないことのこの3つの点が大きな問題点として挙げられております。

このことを踏まえまして、国におきましては、質問者も申されましたように、平成17年3月に災害時要援護者の避難支援ガイドラインが策定をされております。このガイドラインでは、先ほど申しました、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援計画の策定が課題として挙げられ、奈良県におきましても、平成18年3月にそのガイドラインが策定をされております。

避難支援体制の整備に当たりましては、平常時・災害時の防災体制の主たる担い手であり、防災部局と要援護者に関する情報を保有する福祉部局が平常時から連携をし、災害時の要援護者支援体制を確立するため、防災部局と福祉部局とで構成する災害時要援護者支援班などを設置するとし、要援護者の避難支援業務を的確に実施しなければならないと考えております。また、消防団や自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、福祉関係団体等と連携を密に深め、協力体制を確立することが必要であります。

また、避難支援プラン（避難支援計画）ですが、避難支援計画を策定するためには、要援護者情報の把握、共有が不可欠で、町では要援護者を把握するため、この1月に、

災害時に備えた実態調査を実施いたしました。現在、その調査書を整理しており、今後、防災部局、消防組織、警察等の救援機関、自主防災組織、避難支援者等のうち、要援護者本人が同意した者との間で、平時から情報を共有していきたいと考えております。

避難支援計画策定につきましては、要援護者支援に係る全体的な考え方と、要援護者一人ひとりに対する個別計画が必要で、全体的な考え方としましては、避難支援対象者の範囲、支援に係る自助・共助・公助の役割分担の内容、支援体制、支援体制につきましては、各部局、関係機関の役割分担等でございますが、この支援体制等を明確にする必要があると共に、個別計画については、要援護者一人ひとりの支援台帳を策定する必要があると考えております。

町におきましては、今後、国、県のガイドラインをもとに、要援護者への避難支援の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） これにつきましては、2つのポイントがあると思います。

まず1つ目は、答弁の中に、避難支援体制における防災関係部局と、また福祉関係部局が、避難支援について平時において連携をするということでありましたが、定期的な協議の場、例えば検討委員会といった協議の場が今後必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 防災関係部局、福祉部局との協議の場ということで、先ほど申しました災害時要援護者支援班を設置をしていくということになっております。これにつきましては、平時は防災関係部局や福祉部局で横断的なプロジェクトチームを設置し、要援護者情報の共有化や避難支援計画の策定、要援護者が参加する防災訓練の計画の実施、広報等、災害時には要援護者避難情報の伝達業務、避難誘導、安否確認、避難状況の把握を行います。

また、災害時には、町においては、膨大な災害関連業務が発生することから、警察、消防、自主防災組織、自治会、民生委員、社会福祉協議会、老人会、障害者団体等の関係団体が協力をして要援護者の支援に当たることとなりますので、日ごろからこうした関係団体との連携をとり、定期的に情報交換等を含めた協議の場を持つべきであると考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 平常時におきまして協議の場を持つことにより、また有事の時にきめ細やかな対処も出来、より支援の充実を図ることが出来ますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それと、2つ目ですが、避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の方の範囲をどういうふうに定められていくのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 要援護者の範囲につきましては、一般的に、高齢者、障害者等につきましては、避難勧告等が確実に伝達されれば、自力で避難が出来る方も相当数おられます。支援を要しない方も対象とした場合、避難支援計画の必要性が、関係者や住民全般に十分理解されないということも考えられます。

そうしたことから、避難支援対象者の範囲を特定する必要があります。例えば、介護保険の要介護度や障害程度の区分、それから一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯を対象としている場合が多く、今回の実態調査もこうした方を対象に行っており、要援護者の範囲については、他の市町村も参考に考えてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、十分検討をしていただいて、地域に応じた要援護者の範囲を決めてもらって、避難支援活動がスムーズに出来るようその体制をお願いしておきたいと思います。

次に、2点目の災害に備えた実態調査についてであります。避難支援対策においてのポイントとして、災害時要援護者の情報が重要となることから、昨年の6月議会におきまして、高齢者の台帳づくりについて質問したところ、要援護者の台帳づくりに向けた調査を実施するとのことでした。その実態調査が出来たということですので、どのような内容なのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 災害実態調査の内容と今後の生かし方でございますが、町ではこの1月に災害時に備えた実態調査を実施いたしました。

調査の対象者は、障害者手帳所持者1,091人、独居または高齢者世帯2,627人、要支援・要介護認定者534人の計4,252人となっております。

調査の内容といたしましては、緊急連絡先や災害時の支援や安否確認について、民生委員や自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティア団体等への情報提供についての同

意、身体状況や家族状況などとなっております。

調査票は、2,916人の方が返送をされ、68.6%の回収率となっております。そのうち、民生委員や自主防災組織などへの情報提供に同意するという方は、2,442人となっており、183人が情報提供に同意をしない、そして291人の方が未記入となっております。未記入の方につきましては、地域の民生委員、自主防災組織、関係団体等の協力のもとに調査をお願いし、一人でも多くの方の情報を収集してまいりたいと考えております。

今後は、この調査票を整理をいたしまして、要援護者台帳を作成してまいりたいと考えております。この台帳を整備することにより、平常時における事前対策の検討や防災訓練への反映も可能となり、また災害発生時には、要援護者への支援のために有効に活用をすることが出来るものと考えております。

また、能登半島地震の際に、高齢者の安否確認に非常に役立ちました高齢者マップの作成につきましても、この調査から得ました情報や地域住民の皆様方からのご協力から得られます情報等をもとに、マップの作成につなげてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） これにつきましては、2つのポイントについてお伺いいたします。

まず1つ目は、今、ご答弁にありましたように、調査票による対象者4,252人中2,960名で約68%の回収率ということで、情報提供に同意された方が2,442人、されない方は183名、また291名の方が未記入で、今後、先ほど未記入の方については、一人でも多くの方の情報を収集したいということでは、場合によっては、障害者、また介護認定にかかわる身近な方に協力を得ることも考えられますが、未提出の約32%の方たちの対応について、今後どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この調査につきましては、100%に近い回収で、しかも同意をしていただくということが理想的であると思っておりますが、プライバシーの問題もあり難しいところがございます。他の市町村の例を見ましても、郵送での同意は低い数字となっております。

そうしたことから、要援護者にとって身近なケアマネジャーや障害者団体、民生委員

等のご協力を得まして、直接個別訪問をするなどして趣旨をご理解していただくことによりまして、より多くの要援護者の情報を収集してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 答弁に今ありましたように、対象者の方に対しまして身近な方に推進に協力していただくことにより、回収率と共に、また支援の理解が広がると考えますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

それと、2つ目は、避難支援計画策定後の要援護者支援の充実を図るための取り組みについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 計画策定後における要援護者支援の取り組みでございます。

策定段階において意識啓発を行っていきますと共に、策定後におきましても、要援護者のデータ等の更新をしていく必要があります。そうしたことから、広報紙、出前講座等で、制度の周知と理解を高めてまいりたいと考えております。

また、地域での支援計画に沿った模擬訓練や防災訓練などの実動訓練の組み入れなど制度の普及を行い、要援護者支援対策の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今の答弁にありましたように、策定後における要援護者のデータ等の更新、また支援計画に沿った防災訓練を確実に実施していただくようお願いしておきます。

また、今回、災害要援護者の避難支援対策の取り組みの全般としてガイドラインの提示により進んでおり、また実態調査を整理し要援護者台帳をまとめあげることにより、避難支援計画が大きく一歩進められるようになると思います。今後、いつ起こるかわからない災害に備え、一刻も早く避難支援計画を作成していただいて、災害時において有効に実行出来る体制づくりを要望しておきます。

次に、2番目の質問に入ります。

疾病予防・健康増進についてであります。疾病予防・健康増進という視点から、予防という課題に対し提案も含め質問を行います。

昨今、予防の重視という言葉をよく聞きます。医療制度改革の中心となる概念が、こ

の予防の重視であります。また、介護保険制度改革も予防の重視であって、したがって予防の重視という考え方も、あくまで住民の健康維持と増進という視点からのものであり、医療費の抑制が結果として財政的効果に大きく影響を及ぼします。

予防というこの課題は、地域に身近な自治体としての役割は極めて重要であり、年々その果たすべき責務は増しております。予防も健康づくりも、医療、保健、福祉、そして介護、さらには教育まで含めた連携、つまり自治体総体としての取り組みなくしてその推進は難しいと考えます。

また、一朝一夕には決して出来ないのも、この予防や健康づくりであります。成果や効果があらわれるのは、5年ないし10年かかるかもしれません。また、何よりも住民一人ひとりの自主的な行動が基本となります。

まず、そのためには、自分の健康は自分で責任を持つという健康意識を持ってもらう意識改革が必要であります。そのためには、正確でわかりやすい情報の提供と行動へのきっかけづくりが何より重要となります。

当町においても、健康づくりの推進について、住民の皆さんが健康で活動的に生活出来るまちづくりを目指し、生活習慣病、健診、保健指導等に取り組まれております。早期発見、早期治療のための健診、いわゆる二次予防としての健診から予防のための健診、つまり一次予防としての健診が今求められております。

以上の要旨を踏まえて2点について伺います。

まず、①点目の健診と保健指導についての取り組みについてであります。

予防の具体策として、最も基本的な施策となる健診と保健指導についてであります。まず健診で、生活習慣病ですが、日本人の3大死因は、がんが3割、心臓病・脳卒中が3割で、この3疾病で6割を占めております。医療費で言うと、生活習慣病が約4割を占めています。また、65歳から74歳までの前期高齢者が介護を要する状況となった理由の半数も脳卒中であり、介護予防の観点から、脳卒中の発症予防は極めて重要な課題であります。

また、今、大変注目をされておりますメタボリックシンドロームは、生活習慣病と密接な関係があり、少し改善することにより防ぐことが出来ると言われております。多くの方々が正しい知識を有し、実際に行動することにより、その生活習慣病の発症予防につながります。したがって、健診と保健指導が非常に重要な位置を占めていると考えます。

現在の町で行っております健診と保健指導についての取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 斑鳩町におきましても、総死亡数から見た脳卒中等の生活習慣病の死亡割合は、約6割と全国平均とほぼ同じ割合となっており、基本健康診査から見た疾病割合においても、高血圧症、高脂血症と診断される割合は、年々増加してきております。

生活習慣病は、主に内臓脂肪型肥満をベースとしまして、長い年月をかけて徐々に動脈硬化が進行することによって起こります。生活習慣病を予防するためには、健診結果から自分の健康状態を把握した上で、生活習慣を振り返り、早い時期から健康的な生活を確立することが大切であると考えます。

そこで、当町では、保健センターでは疾病の早期発見と生活習慣を見直すきっかけとしまして基本健康診査を実施しており、その健診データから運動や食生活等の生活改善を図る必要がある方につきましては、随時個別に保健指導を行ってきているところであります。

また、生活習慣見直し講座、いわゆるスリム教室や健康づくり運動教室、いわゆるはつらつ運動教室などの教室においては、健康運動指導士や管理栄養士など専門職からの指導を受けていただいているところであります。

平成20年度からは、医療保険者によります特定健康診査・特定保健指導が実施されることになっております。

この特定健康診査は、これまでの基本健康診査よりなお一層内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームに着目して実施することとなっており、またその健診結果により、対象者を選定し、個人の健康状態に合わせた保健指導を行うこととなっております。

これら特定健康診査については、特定健康診査等実施計画を策定し、目標値や実施方法を定め、行うこととしておりますが、町の国民健康保険として、平成24年度までにメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を10%減少することが求められているところであります。

このようなことから、20年度以降の保健指導は、これまでよりも一層重要なものになっていくわけではありますが、生活習慣の改善のためには、やはり一人ひとりが主体的に考え取り組むことが大切でありますことから、今後も個人の健康づくりの意識を高め

行動変容出来るように支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 現在行われております基本健診と、また今回特定健康診査の違いについて、また特定健康診査が実施されるに当たって、変更されることによって住民の方の混乱や、また不安があると考えます。特定健康診査については、3月の広報いかるがに掲載されておりますが、周知、啓発などの対処についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） これまでの基本健康診査は、会社などで健診を受けられる人以外の全町民の方を対象として実施し、健診の結果、要指導者に対しましては、生活習慣病予防のための保健指導や栄養指導、運動指導等を行ってまいりました。

一方、特定健康診査は、町といたしましては、国民健康保険加入者を対象として実施をしてまいります。対象者には、個々に受診券を送付し、健診を受けていただくこととなります。また、その健診結果をもとに、情報提供、動機付け支援、積極的支援に階層化され、必要に応じて利用券を送付し、保健指導プログラムに基づき指導を行うこととしております。

これまで基本健康診査の対象となっていました社会保険の被扶養者は、現在加入している各医療保険での健診となります。

なお、75歳以上の後期高齢者につきましては、後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、特定健診と同様の健診を行う予定としております。

このように健診が大幅に変わりますことから、住民の皆様方に制度の変更について随時ご説明を申し上げ、また広報や窓口、各種健診、出前講座等の様々な機会を通して、多くの皆様に健診を受診していただけるよう周知をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 住民が誤解を受けることなく正しい情報が伝達出来るよう、広報等を通してお願いしておきます。

また、健診と保健指導の取り組みについては、現在、医療を、治療中心から予防の重視へと転換する上で重要となる健診と保健指導のあり方に重点を置かれております。今後、健診、また保健指導を実施した人に関する効果の把握と、その評価がどうなったのか、また生活習慣病の改善の効果の状況等の評価を、保健医療の抑制も視野に入れなが

ら取り組んでいただくよう要望しておきます。

次に、②点目の肺炎球菌ワクチンの公費助成について。

予防の具体策として、予防接種があります。特に最近注目されている中に、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成についてであります。医療技術の進歩で比較的軽い症状で治ることが多いものの、風邪と違って怖い感染症であり、こじれると命取りになりかねません。

かつて、死亡原因の第1位だった肺炎は、戦後、抗生物質の登場で死亡者数が急激に低下し第4位になりましたが、1980年以降再び増加傾向にあり、特に高齢者の肺炎が急増しているのが特徴であり、高齢者は肺炎を起こしやすく、また起こすと重症化しやすいため、高齢者の死因の上位を占めると言われております。高齢者で肺炎にかかった人の半数近くは、その原因菌が肺炎球菌となっています。近年、肺炎球菌の抗生剤に対する耐性化も問題になっており、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されております。

我が国において認められている肺炎球菌ワクチン接種の保険適用は、脾摘患者における肺炎球菌感染予防のみ。それ以外の接種に関しては、全額負担となっております。ちなみに、自己負担の場合、自由診療であるため、費用が6,000円から9,000円程度かかります。このことについて、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 肺炎球菌につきましては、体力が落ちている時や高齢になるにつれて免疫力が弱くなると、肺炎や気管支炎のような呼吸器感染症などの病気を引き起こす原因となります。肺炎球菌には90種類の型があり、既存のワクチンは、そのうち23種類の型に対して免疫をつけることが出来ると聞いております。

現在、肺炎球菌ワクチンは、予防接種法の定期予防接種に位置づけられておらず、任意の予防接種として扱われているところであります。

肺炎は、肺炎球菌だけでなく、インフルエンザやマイコプラズマ等のウイルスから発病することもあります。また、肺炎球菌の感染力は余り強くなく、健康な人でも持っていることがある細菌であり、免疫力があれば抑えることが出来るとも言われています。

このようなことから、肺炎球菌ワクチンの定期予防接種については、厚生労働省の予防接種に関する検討会において、肺炎球菌ワクチンによる肺炎発症の阻止効果についてのデータが十分にそろっていないなどの理由によりいまだ検討中とされているところで

あると聞いており、その動向を見守り続けたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 全国で肺炎球菌ワクチン接種への公費助成の導入の動きがあるわけですが、例えば北海道の瀬棚町では、平成13年9月から65歳以上の高齢者を対象に国内で初めて肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を始めました。その始めた結果、国保1人当たりの医療費について、平成3年には道内で1位だったんですが、平成16年8月時点におきまして182位と改善されております。医療費削減につながったとの実績であります。

また、長野県では、先ごろ75歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチン接種の費用を助成する制度を始めています。村が1人につき2,000円の補助をするため、個人負担が4,000円となっております。

他の市町村でも、肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を導入するところが出てきており、平成19年11月現在におきまして、64市町村が公費助成を行っている。このことを考えますと、費用対効果において前向きに考える必要があると考えますが、再度いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 肺炎球菌ワクチンに対する公費負担を独自で実施している市町村があるということでございます。それは、町の方も聞いておりますけれども、町としましては、公費負担の効果等について、今後研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先ほど北海道の瀬棚町の例を挙げましたが、実際に公費助成に踏み切った理由なんですけども、例えば肺炎になれば高齢者1人当たり25万円の医療費がかかると。町が2,000円のワクチンの費用を負担しても、100人の肺炎球菌患者を防げれば十分採算が合うということで、町はこの公費負担に踏み切った、助成に踏み切ったわけです。医療費の抑制につながってまいるわけなんですけども、わかりやすい事例ではありますが、今後こういったことの背景を研究していただいて、今後前向きに検討していただくよう要望しておきまして、次の3番目の質問に入ります。

総合評価落札方式の導入についてであります。公共事業の談合と低入札の防止という視点から、入札制度の改革という課題に対し、提案も含め4点について質問を行います。

す。

昨今、公共工事をめぐり談合事件で逮捕されるなど全国の地方自治体で不祥事が相次ぎ、大きな社会問題となっている。このような事態は、近年の地方分権という潮流の中で、国民の地方自治に対する信頼を著しく失墜させるものであります。昨年12月にも、福島、和歌山で談合事件があり逮捕、またつい先日も県内において測量談合が発覚し逮捕されている。今後、このような事態が起こらないような落札方式の仕組みと改善により発生防止に努めることが急務であると考えます。

従来の発注方式では、一般的には、標準的な設計、施工方法を用いて、一番安い価格を提案したものを落札者とする方式ですが、どうしても価格競争のみにとらわれ、本来なすべき評価がないままになっている。ここを変えない限り談合の根は断ち切れないと考えます。

そこで、公共工事の談合と低入札防止、また工事品質確保の観点から、価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価し、最も評価の高いものを落札者とする総合評価落札方式が考えられます。この方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格と価格以外の要素、例えば初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響など総合的に評価する方式で、簡単に言えば、入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し落札者を決定する落札方式です。

以上の要旨を踏まえて4点について伺います。

まず、①点目の総合評価落札方式のメリットについて。

総合評価落札方式では、価格以外の要素として評価される技術力は、工事に際しても最も求められるもので、民間企業の技術提案を評価することにより、技術力がメリットと言いかえることも出来ます。

そこで、この方式におけるメリットについて伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） この方式のメリットにつきまして簡単にご説明いたしますと、まず1点目に、価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことが出来ます。2点目に、必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することによりまして、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除が出来ます。3点目に、技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献すると考えられます。4点目に、価格と品質の2つの基準で業者を選定

することから、談合防止に一定の効果が期待出来ます。5点目に、総合評価方式の活用によりまして、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入、拡大を進めやすくなることから、透明性の確保が図れ、納税者の理解を得られやすくなります。

以上の5点によりまして、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長出来る環境が整備され、地域における社会資本整備と建設業界の健全な発展に貢献するものと考えられております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） これにつきましては、2つのポイントについてお伺いいたします。

1つ目は、今の答弁の中に、5点についてのメリットがあるとのことで、ダンピングの防止、あるいは談合防止等に効果があるとのことですが、一方デメリットがあるとなれば、どのような点があるか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 総合評価落札方式のデメリットについてであります。

一般的に言われておりますのは、価格という客観的数値に対しまして、品質は主観的とみなされるおそれがありまして、説明責任に非常に労力を要する。また、学識者の意見を聞きながら進めるために、契約者決定までの時間が大幅にふえるなどのことが言われております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、ご答弁で2つのデメリットについて挙げられましたが、いずれもこの方式の趣旨と、また効果から考えますと、比較にならないと考えます。

続いて、2つ目に、住民や利用者の満足度の向上について、どのような効果が期待できるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 一般的には、総合評価落札方式の入札によりまして、価格と品質が総合的に優れた調達が出来、また技術能力を審査することによりまして、建設業者の育成にも貢献出来るものと言われております。

これらのことから、最終的には納税者である住民にとってはメリットがあると考えられております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、ご答弁されましたように、住民にとってメリットがあると言われましたように、周辺住民の方や、また環境の影響を十分配慮して工事をする事が出来るので効果が期待出来るということで理解いたします。これが大きなポイントであるとも思います。

次に、②点目の、この方式では、どのような工事に適用されるのかについて、この方式がすべての工事に適用するとは思いませんが、少なくとも技術提案に基づいた総合的な価値の向上が得られる工事が対象になると考えます。また、総合的なコストの削減や工事の目的に応じた性能、機能の向上が実現出来る工事等を評価することが必要と考えますが、この方式ではどのような工事に適用されるのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 先ほども申し上げましたように、総合評価落札方式とは、価格だけを評価していた従来の落札方式とは異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式であります。

そうしたことから、技術提案を評価することによって、工事目的物そのものはもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質の向上が期待される工事でありまして、発注者が技術評価に相当する対価を支払っても、総合的に価値を高められる工事と考えられております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 例えば具体的にどのような工事が対象となるのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ただいまのご答弁と重複いたしますけれども、その工事の性質上大きな技術力を必要といたしまして、また技術的な工夫の余地が、大きな工事におきましてその対象として検討をするということでございます。具体的な工事名につきましては、現時点では差し控えをさせていただきたいと存じます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） わかりました。簡単に解釈しますと、すべての工事において適用するのではなく、評価に値する価値を生み出すものが対象となるということだと理解しておきます。

次に、③点目の総合評価方式における評価値について。

評価値の求め方については、除算式と加算式がありますが、どのように認識されているのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、総合評価落札方式の評価項目・評価基準についてでございますけれども、各地方公共団体の実情に応じまして、評価項目・評価基準を設定することになります。

一般的な評価項目について申し上げますと、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、企業の地域貢献、そしてその他の項目として、安全、環境、福祉等幅広い政策目的を評価項目として用いられる団体もございます。

これらの評価基準につきましては、企業の施工能力では同種工事の施工実績や工事成績、配置予定技術者の能力では保有資格、企業の地域貢献では営業拠点の所在地や防災協定等に基づく活動などといった評価基準を一般的には設定されております。

また、評価方法の決定につきましては、評価値の算出方法には加算方式と除算方式が採用されております。加算方式とは、入札価格を一定のルールにより点数化した価格評価点と、価格以外の要素を点数化した技術評価点を足し合わせることで評価値を算出します。除算方式は、価格以外の要素を数値化した技術評価点を入札価格で割って評価値を算出する方法であります。

総合評価方式は、価格評価点と技術評価点との一定のバランスのもと、価格と品質が総合的に優れた調達を実施するための入札方式であることから、価格評価点と技術評価点のバランスに留意することが必要であると言われております。

また、技術力を適正に評価するという総合評価落札方式の目的を逸脱するダンピング受注を排除するため、あわせて低入札価格調査制度を活用して、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準、いわゆる失格基準の設定を行い、当該基準を満たさない入札を自動的に失格とするなど、その適切な運用を図ることが必要とされるとも言われておるわけでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） これにつきましては、2つのポイントについて伺います。

1つは、評価値の算出方法、加算方式と除算方式がありますが、採用するとすればどちらを採用されるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） これから試行導入に向けまして調査研究を行ってまいるところでございますけども、現時点におきましては、どちらを採用していくとか決定をいたしておりません。それぞれの特性を見極めながら、先進地の事例も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 私は、後世に残す社会的資本の整備のためには、価格競争もいいのですが、技術力競争を促進することが重要であります。また、安心も出来ます。技術評価点と価格評価点、それぞれ独立して評価する加算方式が望ましいと考えます。今後、研究調査するということでもありますので、ぜひよろしく願いいたします。

それと、2つ目に、総合評価落札方式について、低入札価格調査制度を採用するのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 総合評価落札方式は、先ほどからも申し上げておりますように、必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することによりまして、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除が出来ることが大きな特徴となっております。

そうしたことから、技術力を適正に評価するという総合評価落札方式の目的を逸脱するダンピング受注を排除するためには、低入札価格調査制度の活用も考慮していかなければならないものと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この総合評価落札方式の目的から考えますと、必ずしも低入札者が落札者になるケースは少ないと考えますが、最終的には低入札価格調査の活用はやむを得ないといえますか、理解が出来ます。

次に、④点目の総合評価方式の導入について。

この方式についての導入状況は、都道府県で100%、政令都市で67%なのに対し、市町村はわずか2%にとどまっています。その理由は幾つか考えられますが、1つは、参加事業者を評価する体制が整っていないこと、また導入に必要な技術者の派遣や事務経費などの費用がかかるためとのことですが、今回国から財政面における支援があり、導入をされやすい状況になっております。導入についての見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 本町におきましては、設計金額が3,000万円を超える建設工事を対象として郵便入札を試行いたしております。また、設計金額が2億円以上の土木一式工事及び建築一式工事につきましては、制限付一般競争入札を導入しているところでございます。さらには、入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合には、低入札価格調査を実施し、工事の品質等を確保しているところであります。

総合評価方式は、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達を実現するものでありますことから、より一層の公共工事の品質を確保するため、技術提案を評価することによって相当程度の性能、機能等の向上が期待される工事でありまして、技術評価に相当する対価を支払っても総合的に価値を高めるべきと考えられる工事につきまして、総合評価方式の試行導入を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） まず、試行導入に向け適切な対象工事を選択し、また基準評価値に基づく適正な活用が出来るようお願いしておきまして、次に最後4番目の質問に移ります。

総合的なウイルス肝炎対策についてであります。今、問題となっている薬害肝炎の被害者を一律救済するための特別措置法が1月11日に成立し、この法律により感染被害についての国の責任を明記した上で、血液製剤投与により感染した患者、相続の方々に給付金を支給されることになりました。

一方、我が国の感染ウイルスキャリア持続感染者は、B型で140万人以上、C型で200万人と推定され、急増する肝がんの予防対策は急務となっております。また、肝硬変、肝がんの死亡数は、年間4万5,000人を超え、その95%はB型とC型、肝炎ウイルスが原因と言われております。特に肝がんの80%以上を占めるC型肝炎は、自覚症状がないため、感染に気付かないで生活している人も多く、発見された時は手遅れになるケースも報告されております。

肝がんの予防対策の観点から、受診率の向上と検診の拡充が必要であり、特定されたキャリアの健康管理と適切な治療体制を整備することが求められていることから、当町において万全の対策を講じる必要があります。

以上の要旨を踏まえて2点についてお伺いします。

①点目の肝炎ウイルス相談窓口の充実について。

薬害肝炎の患者の方、あるいはウイルス性肝炎で相談があった時の町の対応について、現在どのように対応されているのか伺います。簡単に、よろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 当町では、国のC型肝炎等緊急総合対策を受けまして、平成14年度から18年度までの5年間の事業としまして肝炎ウイルス検査を、40歳から70歳までの5歳ごとの節目検査として実施をしております。その中で、さらに肝機能異常を指摘されたことのある人や、基本健康診査の血液データで肝機能に医療が必要と見られる方にも検査を実施をしております。また、平成19年度からは、新たに40歳になられる方を対象として実施をしておりますが、肝機能異常が認められました方などについても、これまでどおり検査を受けていただいております。

今後も、関係機関と連携を図りながら、相談が受けられるよう相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 感染者に対しての的確な情報提供を行い、相談体制の整備がされているとのことで、今後もなお一層住民の不安の軽減に努めていただくようお願いしておきます。

次に、②点目の肝炎ウイルスに対する正しい知識の普及について伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 肝炎は、適切な治療を行わないまま放置しますと、慢性化し、肝硬変や肝臓がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあるということから、町の委託機関におきまして無料で肝炎ウイルス検査を実施しております。先ほども申し上げております。

対象者には、その個人通知を行っておりますが、肝炎ウイルスに対する正しい知識を啓発するために、啓発用パンフレットを同封をしております。また、公民館や医療機関におけるポスターの掲示や、広報への記事の掲載、地域での健康教育などの機会を通して啓発に努めているところであります。

町におきましては、今後も無料で肝炎ウイルス検査を実施すると共に、出来るだけ多くの方に受診していただきますためにも、過去に肝炎ウイルス検査を受けられておられない方に対しまして、受診していただけるよう引き続き受診勧奨をしております。

今後も、健康相談や健康教育など様々な機会を通して肝炎ウイルスの正しい知識の普及を図り、肝炎ウイルス検査の受診勧奨などを行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後も、肝炎ウイルスに対する正しい知識の普及啓発等をしていただき、住民が安心して生活出来る積極的な情報の提供をお願いいたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

午前11時15分まで休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、10番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問を申し上げます。

まず最初に、道路整備についてで、住宅が既に建ち並ぶ地域の道路整備を優先的に進めるべきと考えますが、対策はどうなっていますかという問題点です。

①点目に、高塚町の道路ですけれども、現在道路形態になっている部分の道路所有形態が、すべて斑鳩町所有になっておりません。道路面も非常に傷んできてます。補修もされておられません。竜田公園より約50メートルほど東方向に伸びる区間は、既に斑鳩町道になり補修もされました。が、しかし、残りの道路は、今、どのように整備が進んでいますかという1点目ですけれども、もうちょっと詳しく申し上げますと、家を建築する場合、建築基準法第42条に、道路に宅地、敷地が間口2メートル以上接しなければないと規定があります。

この建築基準法上の道路に接していない、つまり再建築等に問題がある地区の歴史をひもといていきますと、建築基準法が制定される以前に建物が建てられていたところ、また建て売り業者やもとの地権者の名義のまま現在は道路としてなっていると、いわゆる公道になっていない場合が町内に多々見受けられます。そういった意味で、高塚町の今現在の進め方をお伺いします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君）　ご質問の高塚町内道路敷地の整理状況でございますが、平成17年度に当該道路の一部におきまして、13筆、133.76平方メートルの分筆及び所有権移転登記が完了いたしておりまして、引き続きその先線について整備を行っておりますが、県外在住者の所有者もおられまして、現住所確認等の調査をいたしまして、平成19年8月、そして平成20年2月に所有者とお会いいたしまして、状況等説明を行っているところでございます。

その中には、敷地の買い取りを希望されている方もおられますが、既に道路敷となっていることから、無償による敷地の提供をお願いをいたしておりまして、現在検討をいただいているという状況でございます。無償提供の承諾が得られれば、現地立ち会いを行いまして、分筆、そして所有権移転登記を行っていききたいと、このように考えております。道路敷地の整理がすべて完了した時点で町道として認定をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（中川靖広君）　10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君）　②点目ですが、それでは他の町内の道路で、町の認定道路であるけれども所有形態がまだ町に移管されていない、いわゆる未整備の道路はどれだけありますか。また、それらの今後の整備状況や整備の予定に関してお聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君）　藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君）　町道認定路線の整理状況でございますが、旧来からの認定道路におきましては、里道を地元で広げられているという状況もございまして、町道明示確定や土地利用の際に初めて未整理が判明するということが多いことによりまして、正確な路線数は把握出来ておりません。しかし、未整理が判明した時は、所有者の承諾を得た上で必要な登記事務を行い、所有権の整理を行ってきているところでございます。

今後におきましても、路線的に整理が必要な箇所の把握に努めて、所有者の理解を得るべく努力を行い、整理を行っていききたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君）　10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君）　住宅の建て替え、また例えば水道工事、水道管が細いため太い管に敷きかえるとか行方場合等、道路が公道となっておらない場合は、道路所有者の承諾が必要となってきます。住民にとっては、非常に時間と、また費用を要する場合があります。

しかし、住民はこの状態の改善についてどうすることも出来ない。やはり、この改善整備は行政がリーダーシップをとって行うべきだと考えます。町内の家が建ち並ぶ道路でまだ町道になっていない、いわゆる町所有になっていない道路を最優先的に整備していただきたいことを要望し、また①点目の高塚町の整備も進めていただくことをお願いいたしまして2点目に移ります。

防火対策についてです。

先般、竜田川ネオポリスにて住宅火災が発生しました。尊い命が犠牲になりました。私は、その近くに住まいしていますので、当日の状況を一部始終覚えています。かなりな勢いで火が燃え盛っているのに、消防車の到着がおくれ、またその上当地は非常に高台なゆえ、水圧がなく消火作業に時間を要していました。そのため、隣家も延焼し、火元のお年寄りが亡くなりました。

その反省として、この地区に防火水槽を設置すると、地元からの要望もあり、今、行政の方で検討をされたとお伺いします。これは、斑鳩町、平群町共同で検討されているとお伺いしていますが、町内全体でこういった水圧に問題を残す地域はほかにあるのですか、またその対策はとられておりますか、今現状をお聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 前段の方の平群町のネオポリスの火災につきまして、若干ご説明をさせていただきます。

最初に、当日の消火活動でございます。火災の覚知時間、いわゆる西和消防署に火災の119番通報が入った時間は16時35分、火災現場に到着した時間は16時41分で、同時刻に西和消防署において消火活動に着手されておりました。その直後、平群町消防団も加わり、消火栓、小学校プール、竜田川の水利を利用し、懸命の消火活動をされたところでございます。

本町におきましても、火災現場が本町の隣接地でありますことから、職員3名が現場に駆けつけております。残念ながら1名の方がお亡くなりになっておりますけれども、改めて火災の恐ろしさを思い知らされたわけでございます。

当日の消火活動については、火災の規模から、消火栓のみによる消火活動では限界がありますことから、小学校プール、竜田川の水利を利用され、適切な消火活動がされたものでございます。

次に、本町におきます町内全体における消火栓の水圧についてでございますが、現在

設置している消火栓の機能から見て、通常の火災においては、水圧の低下により消火活動に支障を来すことはございません。しかし、住宅密集地における延焼等によります火災規模が大きくなりますと、消火栓のみの消火活動では限界がございます。

このことから、本町では、消火栓以外の消防水利といたしまして、防火水槽の整備を行いますと共に、学校のプールやため池などの利用を含め、総合的な消防水利の体制をとっているわけがございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 今のご答弁では、決して消防車の出動がおくれたとかいうことじゃなかったということで、出動時間等おっしゃっていただきましたが、忘れたところに災害は起こるものとよく言われますけども、この件に関しましては、いわゆる火災の通報が若干おくれたということが最初の原因。その次に、あの日を思い出しますと、かなり川風といいますか、あったように思います。私も川に面して家が建っておりますが、ああいった川の付近には、非常に普通では考えられないような風も起こります。それで北側の家に延焼が移ったと。火災現場が、1戸より2戸、3戸とふえていきますと、今現状では防火水槽問題ないとおっしゃいますけども、あのよう2戸が燃えてしまいました、ほとんど全焼状態でしたけども。思わぬ風とか自然環境の影響で延焼が広がっていくことを想定して、やはり今現在町内にそういった問題点がないのか、十分検討をしていただきたいなと思います。

竜田川ネオポリス、皆さんご存じのように、敷地もゆったりありまして、普通では家と家が接していない、割合間隔のとられた住宅地と思っておりますけども、これが例えば法隆寺の駅前とかほかの住宅密集地、また高層住宅、マンションで火災が起こりますと、どんどんどん延焼が想定されますので、そういった点十分再検討をしていただいて、今、十分な設備をしているとおっしゃいますけども、やはり地区地区での問題点がないのか、再度検討をお願いしておきたいと思います。

それでは、3点目に移ります。

竜田川公園の安全についてというタイトルですが、紅葉橋の歩道タイルといいますか歩道ブロックが、ところどころはがれており、歩行時に危険を感じます。それと、橋の東詰めの取り付け部分のスロープが急なために、特に冬場の凍てつく時は、足元が滑りやすくなっております。

このことにつきましては、以前より指摘をさせていただき改善をお願いしているところ

ろですが、特に最近健康増進ブームといいますか、公園を散歩される方がどんどんふえております。特に高齢の方が多いので、事故でもあれば大変なことです。橋のことでございます、太鼓橋ですので、もちろん欄干はありますけども、けつまずいて川に落下すると。その川がダムをためている時は、非常に水深も深うございまして、早急に改善を要望しているところですが、今現状対策はどのようになっておりますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 議員ご指摘の紅葉橋の歩道部分の剥離及び東側スロープのタイルが一部はがれている状況につきましては、管理者であります郡山土木事務所へ報告をいたしまして、以前より補修を申し入れているところでございます。現場も確認していただいております、県土木では、ほかにも補修等要望箇所があつて、トイレの改修、竜田大橋西詰めの公園入り口のスロープ化など順次補修を行つてはいただいているところでございます。

今回要望をいただいております補修については、平成20年度初旬に実施する計画と聞いておりますので、早急に実施していただくよう郡山土木事務所とも協議をしていきたいと、このように考えております。

次に、紅葉橋東詰めの取り付け部分のスロープの勾配の改善についてでございますけれども、この件については、以前より改善していただけるように町としても申し入れをいたしております。しかし、隣接する土地との調整もあり、難しい状況であるということも聞いております。少しでも改善出来るように要望していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 紅葉橋の歩道ブロックにつきまして、ようやく補修を実施していただけるということを聞いて安心いたしました。東詰めのスロープの改善の方もよろしく願いしておきたいと思ひます。

公園の安全につきましては、まだまだ申し上げたいことがございます。ちょうどこの場をおかりしまして二、三申し上げますが、よろしく願ひしたいと思ひます。

堂山付近の地崩れの部分があります。また、周辺遊歩道の安全性に欠ける部分が数々見られます。また、公園と側道、斑鳩町道ですけども、公園の側道との境界、境点に、間知石が1段ずらりと並べられているんですけども、その石の角がとんがったまま露出しております。先ほど申しました健康増進ブームで、最近では高齢者の方、また幼児を

連れてお母さん方がよく散歩されております。これからまた、春先になりますと、桜とか、秋には紅葉とかいうことで、また観光客等かなりの方が歩かれるんですけども、どうしてあのような石が角張った設計にされたのか不思議でなりません。

やはり、自然のものを使うと。したがって、木や石や公園のデザインにマッチングしたものであるという考え方はわかるんですけども、ちょっと公園、今言いました石の部分を見ていただきますと、例えば道路を歩いておって、道路の側溝がL字側溝に近いような側溝があるんですけども、その部分がちょっと低くなっているんですね、水の勾配考えて低くなっているんですけども、そこに健康な者が車が来たから側道へ寄った時にも、ちょうどその公園の石の角でひっくり返りそうになる時があるんです。また、公園から道路に移動する時にも、角がとんがってますので足が引っかかります。したがって、非常に危険な設計だなというのがありありとわかると思うんです。

そういうことで、公園を一つ見ましても、よく町長は安全で安心なまちづくりとかいうことで言われるんですけど、バリアフリーとかにはほど遠い部分がたくさんありますので、これはもちろん管理者は県でございますので、県の方に対してそういったことを、もう一度現場を見ていただいて、改善点を声を大にして、予算の少ない、財源の少ない折ですけども、事故のないようにこれから改善策をどんどん申し立てていただきたいなということ要望しまして次の質問に移ります。

4つ目は、食材高騰の折、学校給食に対する影響についてということでございます。

燃料の高騰で食材が値上がりしています。学校給食に対するそれらの圧迫についてお伺いしたいと思います。

①つ目は、現状の小中学校での給食代は、値上げの予定はありますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 給食の状況についてご説明を申し上げておきたいと思っております。

斑鳩町の小学校では、年間給食日数は181日で、児童1人当たり月額4,050円を保護者から徴収をいたしております。そして、そこに1食当たり16円26銭の町からの給食補助金を出しています。あるいはまた、中学校の方では、年間給食日数は165日でございます、生徒1人当たり4,150円の徴収をさせていただいております。そして、1食当たり同じく16円26銭の町からの給食補助を出しているところでございます。そして、小学校では、補助金を含みまして1食当たり262円、そして中学校では1食当たり293円を給食材料に充てているところでございます。この町の補助金

を抜きますと、小学校では247円、そして中学校では277円と、こうした安い費用で給食を提供させていただいているところでございます。

今、ご心配いただいておりますように、食材の価格は上がってきているのは事実でございます。しかし、学校給食では、米やパン、あるいは牛乳は、学校給食会という国、県の組織がございまして、その学校給食用に設定する年間売り渡し価格によりまして購入をいたしております。現時点では、平成20年度の米、あるいは小麦粉等の価格は、平均3.1%の値上げ予定と聞いているところでございますが、学校給食会では、出来る限り値上げ幅を抑えていただいているところでございます。

また、野菜等は毎年価格が変動しておりまして、学校栄養職員は様々な食品の価格の変化に対応しつつ、児童生徒に必要な栄養素、あるいはエネルギー量を確保しながら、食材を適切に組み合わせて、献立作成と食材発注に取り組んでいるところでございます。

このように、申し上げました給食補助金を活用しながら、学校栄養職員が市場価格を常に調査し、食材の確保と栄養バランスを考えながら食材発注を調整しているところでございます。斑鳩町の小中学校では、現時点におきましては給食費の値上げは考えていないところでございますが、ただ今後さらに食材の値上がりが続く場合には、学校給食運営委員会において、給食費の改定の議論も出てくるものというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 今の時点では値上げを考えていないが、今後値上がりの圧迫が続く場合は議論も出てくる可能性はあるということではございますが、出来るだけ値上げを抑えていただくということをお願いしたいと思います。

②つ目ですが、食材の調達業者選定ですけれども、今は随意契約でされているのでしょうか、それとも競争入札でされてるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校給食の物資につきましては、各学校が学校給食会、あるいは奈良県牛乳協会及び地域の民間業者から食材を購入をいたしております。特に、給食で頻繁に使用いたします小麦粉及び小麦粉製品、あるいは米及び米製品、脱脂粉乳等につきましては、奈良県学校給食会が国の組織を通しまして学校給食用に安価な価格で供給をされております。また、牛乳は、奈良県牛乳協会において、牛乳の普及促進を図りますために、学校給食用に安価な価格を設定されておりまして、そそれを各学校が購入しているものでございます。

その他の物資につきましては、各学校が学校給食用物資納入業者から随意契約の形で納入をいたしております。学校給食用物資納入業者といたしますのは、各学校長、あるいは教職員及びPTAにより構成されます学校給食運営委員会において資格審査をされ、登録された業者のことでございます。その業者から物資の納入をいたしております。

学校給食の食材調達の業者選定につきましては、主食や牛乳については学校給食会の価格で購入しておりますし、野菜や肉、魚などの生鮮食料品は、その性質上入札に適さないものと考えております。また、地産地消を推進するために、町内業者や、あるいは農業振興会などから、斑鳩町産や奈良県産の食材の購入を進めておまして、今後につきましても同様の形式で物資の購入を行っていく予定でございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 地産地消、農業振興会などから斑鳩産の食材の購入を進めているということも聞かされました。地産地消、私も推奨しております。ただ単に給食代が値上がりしないように競争入札という考え方じゃなしに、総合的に今随意契約ということでございますけども、今後は燃料は高騰の一途をたどると思いますので、輸入に頼っているいわゆる自給率の低い日本としましては、食材の高騰が十分考えられます。その時点時点で最良の策を練っていただくことをお願いいたしまして、③つ目の問題点でございますが、中国食品の安全性が問題視されています。加工品に至るまで、今、中国製食品の安全性をチェックされておりますかどうかの点でお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 1月末ごろから問題になっております中国製冷凍食品中毒症事件につきましては、学校給食の運営にも大きな影響を与えているところでございます。

今回、回収の対象となっております中国製冷凍食品につきましては、町として昨年11月から調査いたしました結果、斑鳩町の学校給食には使用いたしておりませんでした。しかし、冷凍インゲンなど一部の中国製冷凍食材については使用をいたしたこともございます。これについては、この対象となった冷凍食品ではないということでございます。

このために、斑鳩町教育委員会では、1月の31日に、この事件が発覚いたしましたすぐに、児童生徒の安全確保のために、当面の間、中国製及び中国産の食材の納入を中止するよう各学校長に通知をいたしたところでございます。事件の内容が解明されておられませんので、現時点においても継続して各学校で発注を中止しているという状況でござ

ございます。なお、冷凍食品などの加工品につきましては、食材に中国産が含まれているものは、国産加工であっても発注をしないように今しております。

しかし、国内で加工される調味料等につきましては、その原材料に中国産のクエン酸等が使用されているものもございます。それらをすべて排除してしまいますと、食材の調達が困難となります。そのため、調味料につきましては、発注先及びメーカーに安全性を確認の上、発注をいたしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 問題が起きましたメタミドホスの事件いいですか、混入して日本の食べられた方が食中毒になったと。原因はどこにあるかということで、中国側にも責任を追及してますが、中国は否定していると。また、今日の新聞でしたか、中国産食品の輸入がかなり減っているというふうな報道もありましたですけども、やはり食の安全につきましては、学童にしますと、目の前に並べられた給食を食べざるを得ないと。その中にどういったものが混入されているのか、これは不明のまま食にするわけです。したがって、給食の安全性をやはり十二分に調べていただいた上、疑わしきは、いわゆる中国食品に関しては使用しないという方向で当面進められ、事故のないように学校給食の配給を行っていただきたいなと思います。そういうことをお願いいたしまして、④つ目は食材の安定供給の点です。

今、中国食品のことで申し上げましたけども、それじゃ自給率の低い日本の食材供給、これを安定的に供給するには、斑鳩町としましてどういう対策で今後臨まれるのかについてお聞かせ願います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 先ほども申し上げましたように、斑鳩町では出来るだけ地域の食材を使っていく、あるいは国産の食材、そしてまた安全な食材を使っていくと、ということで食材の発注については非常に神経をとがらせながら進めているところでございます。

学校給食運営委員会では、物資納入登録業者に、必要に応じまして見本とか、あるいは栄養分析等を提出を求めまして、学校栄養職員が発注前にそれを点検をしているところでございます。それから、学校栄養職員が安全と確信することが出来ない場合、これは同等の栄養価のある別の食材に変更するなど対応しているところでございます。

このようにして、学校栄養職員が安全で良質なものを選びながら食材を選定し、安定

供給するように進めておりますし、子どもたちの給食の安全性を確保しながら給食を提供しているということでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 最後の質問ですが、青色パトロールの補助金についてということで、当町の安全を守るため青色パトロールが行政並びにボランティア団体で今行われています。ボランティアの方々には、何ら補助等はなされていません。燃料高騰の折、負担を軽減する意味で何らかの補助をすべきであると考えますが、いかがなものでしょうか。

第3次斑鳩町行政改革実施計画（後期編）をひもといていきますと、重点課題として、住民と行政の協働支援が挙げられています。町内の安全を守るため、住民代表のボランティア団体は、週2回子どもたちの下校時のパトロール、それと夜間パトロールを行っていただいております。おかげさまで斑鳩町の治安は守られていると思います。しかし、このパトロールの車、車両ですね、車両や燃料代、ガソリン代ですけども、等の諸経費は、すべてボランティアの方々に負担をかけているのが現状かと思えます。他の町村を調べますと、補助金を出されている例もあると聞きます、河合町ですけれども。活動の支援として何らかの補助は出来ないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現在、青色防犯パトロールにつきまして、町では毎日児童生徒の下校時間に合わせパトロール活動を行っているところであります。

しかしながら、同時刻に町内全域を網羅することは出来るものではなく、住民ボランティアの皆様による防犯パトロール活動をはじめとする地域の見守り活動において、児童生徒の安全のみならず町の安全推進のためご協力をいただいておりますことに感謝しているところでございます。

こうした活動にかかる経費につきましては、各ボランティアの皆様それぞれご負担をいただいていることは承知をいたしておりますが、現在のところその経費に対し補助は行ってはおりません。

しかしながら、経費負担が理由により活動を中止されるといったことが最も危惧されるところでありますので、各団体の無理のない範囲で、また継続的な活動を行っていただけるよう、各団体の皆様と協議させていただきますと共に、警察、その他関係機関とも連携を図りながら情報提供をさせていただくなど、その支援を行ってまいりたいと考

えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 色んな、先ほども他の一般質問でもありましたが、経費節減の折、ボランティアで活動していただいている方には非常に頭が下がる思いだけでも、それに対する補助というふうなものは考えていないと今お答えいただいたんですけども、1週間以内ですかね、龍田南6丁目の国道25号線で、深夜1時ごろやったと思うんですけども、女性の方が男の人に襲われて被害に遭ったというふうな報道もありましたですけども、やはりこういったいわゆる治安を守るというのにかなり住民の方もご協力願ってるわけです。

また、ここへ来て非常にガソリン代が高騰しておると。今、青色パトロールしていただいている方見ますと、非常に熱心に私の仕事もさて置いて下校時あるいは夜間にパトロールを願っているわけなんです。私、見るに見かねて、補助ないのかどうか調べましたところ、一切ないということで、その方家に1台車あるのに、普通車やったために、軽四をもう1台買ってされているわけなんです。そういう非常に頭の下がるボランティアでしたので、経費節減の折あえて申し上げたんですけども、そういう答弁をいただいておりますので、その問題点はそれで結構ですけども。

行政の最も大きなテーマは、住民サービスに徹するということだと思います。色々と質問申し上げましたが、住民が住まう各地区、各現場では、様々な問題を抱えていることを認識を新たにさせていただきまして、決して机上論で対策を考えることなく、現場主義といいますか、必ず現場現場を踏んでいただいて、またその地区の住民の声を十分に聞き入れて、問題点を解決するために、また最小の財源で最大の効果が得られますよう行政マンの意識を高揚されますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、浦野議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時54分 散会）